

東金子地区第 19 区（入間台自治会）会則

第1章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は、東金子地区第 19 区（入間台自治会）と称する（以下「本会」という）

（組 織）

第 2 条 本会は、入間台団地居住者を以って組織する。

（事務所）

第 3 条 本会の事務所を入間台集会所に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第 4 条 本会の目的は、次の通りとする。

（1）住民の福祉及び親睦

（2）住みよい環境づくり

（事 業）

第 5 条 1. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）福祉、親睦に関する事業

（2）渉外に関する事業

（3）文化、厚生に関する事業

（4）広報に関する事業

（5）簡易保険の保険料団体払込制度による保険料払込団体の運営に関する事項

（6）官公庁その他との連絡事務

（7）集会所の管理運営に関する事業

（8）運動場の管理運営に関する事業

（9）その他、上記の目的を達成するために必要な事業

2. 前項6号については、別に定める要項による。

3. 前項7号については、別に定める要項による。

第3章 役員及び任務

（役 員）

第 6 条 1. 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 6 名（部長兼任）

会 計 3 名

会計監査 1 名

相談役 若干名

班 長 40 名

委嘱役員 若干名

2. 本会に次の地区役員を置く。

地区役員 付則2による。

（班の構成）

第 7 条 本会は、適宜な単位に分割し、その1単位を班とする。

第 8 条 各班に班長1名を置く。

但し、班内において要介護支援等止むを得ない事情により班長を受任できる者が7名以下の場合は、当該班の代表者が自治会長又は事務局長に申し出ることにより、当該班内関係者と協議し運営委員会に諮り処遇を決定する。

第 9 条 班長は、班員の互選とする。

（役員を選出）

第10条 1. 会長、副会長、会計、会計監査は、班長及び推薦候補者の中から選出し相談役、委嘱役員は、会長が委嘱する。

2. 役員の任期途中において、会長がその任務の遂行が、困難となった場合は、副会長の中から選出し、その任務にあたる。

また、副会長がその任務の遂行が困難となった場合は、当該部内の班長より、選出し、その任務にあたる。

(任 務)

第11条

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
3. 会計は、会の会計事務をおこなう。
4. 会計監査は、会の会計を監査する。
5. 班長は、班内の事務を担当し事業計画を立案する。
6. 相談役は、会長から要請があった場合は、これを助ける。
7. 委嘱役員は会長から委嘱された業務をおこなう。

(任 期)

第12条

会長の任期は2年、その他の役員は1年とするが、双方再選を妨げない。
ただし、中途より就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
なお、会長及び副会長を2年以上引き続いて任務した場合、順次回って来る班長候補をその任務した年数に応じた分だけ辞退できる。

第4章 会 計

(会 計)

第13条

本会の会計は、次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 補助金及び寄付金
- (3) 簡易保険の団体払込による割引額の一部（収益金：母体活動費）
- (4) その他の収入

第14条

会費は総会の議決を経て決定する。

(会 計 年 度)

第15条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条

会計は、年度終了後直ちに収支決算書を作成し、会長、副会長の審査と会計監査の監査を経て、これを総会に報告し承認を求めるものとする。

第5章 会 議

(会議と構成員及び招集)

第17条

会議は、総会、臨時総会、役員会、及び運営委員会とし、総会は毎年1回、臨時総会及び役員会は運営委員会において必要と認めた時、または会員の半数以上の要請があった時、開催するものとする。

ただし、時期及び事項により、役員会を以って総会に代えることができる。運営委員会は、毎月1回を定例とし、会長が必要と認めた時は、臨時に開催できる。付表参照

第18条

会議に付議すべき事項は、次の通りとする。付表参照

- (1) 総 会 予算の議決、決算の承認及び会則の改廃
- (2) 役 員 会 役員及び会員の要請事項
- (3) 運営委員会 事業の計画、立案及び会の運営方法、各種団体の承認、その他、必要事項

第19条

会議の議決は、その2分の1以上が出席し、出席者の過半数を以って可決する。

可否同数の場合は、議長がこれを決める。

第20条

本会は、必要に応じて各分科会を設けることができることとし、運営委員会がこれを決定する。

第21条

本会は、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 備品台帳
- (5) 議事録綴り
- (6) その他参考となる資料綴り

第22条

この会則に定めるものの他、必要な事項は役員会に諮って会長が別に定める。

第23条

この会則は、総会の議決により改廃することができる。

付 表

会 議 名	付議すべき事項	構 成 員	招 集
総 会	予算の議決 決算の承認及び会則の改廃	全会員	毎年1回 定例
臨時総会	必要事項	全会員又は役員会	必要時
役 員 会	役員及び会員の要請事項	会長、副会長、班長、 委嘱役員	
運営委員会	事業の計画、立案、及び会の運営方法 各種団体の承認、その他必要事項	会長、副会長	毎月1回 定例

付 則

- この会則は、本会の充実に従い、補足改正する必要があることを付言する。
なお、会則を変更した場合、総会資料に改定箇所、改定理由を記し、記録する必要がある。

昭和49年5月1日制定	平成 元年4月1日一部改正
昭和50年4月1日一部改正	平成 2年4月1日一部改正
昭和52年4月1日一部改正	平成 3年4月1日一部改正
昭和53年4月1日一部改正	平成 7年4月1日一部改正
昭和54年4月1日一部改正	平成 8年4月1日一部改正
昭和55年4月1日一部改正	平成14年4月1日一部改正
昭和56年4月1日一部改正	平成19年4月1日一部改正
昭和59年4月1日一部改正	平成20年4月1日一部改正
昭和60年4月1日一部改正	平成23年4月1日一部改正
昭和61年4月1日一部改正	平成24年4月1日一部改正
	平成25年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

2. 地区役員

役 職	定 員	任 期	選 出 方 法
狭山地方交通安全協会東金子支部役員	1 名	2 年	防犯交通部から推薦
東金子体育協会幹事	1 名	2 年	体協部から推薦
東金子体育協会第2支部理事/幹事	2 名	2、3 年	体協部正・副部長
地域防犯推進委員	2 名	2 年	防犯交通部正・副部長